平成２９年（フ）第５３６号
相模原市南区新磯野３丁目６番１号　ガーデンハイム105
債務者　桑折　卓司
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５３７号
相模原市中央区星が丘４丁目17番11号
債務者　清澤　光宏
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５４１号
相模原市中央区田名3238番地２　シャトルＺ301
債務者　平野　泰雄
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５４２号
相模原市中央区田名3238番地２　シャトルＺ301
債務者　平野くみこ
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７０号
相模原市中央区氷川町５番13号　ＦＬＯＲＡ301
債務者　桜井　基成
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７２号
神奈川県座間市小松原２丁目27番５―202号　レクセルガーデン南林間
債務者　井上百合子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７８号
相模原市中央区相模原５丁目４番19号　コーポ甘利203
債務者　岡崎　貴弘
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１７９号
新潟県長岡市七日町482番地
債務者　齊藤　則夫
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１号
栃木県那須塩原市豊浦町100番地31　後藤アパート１号
債務者　赤羽　幸江
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月15日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市大和３丁目２番26号、前住所栃木県宇都宮市大和１丁目８番５号　グランド陽南202
債務者　平山恵里子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５５１号
栃木県宇都宮市今宮１丁目11番21号　大関アパート101号
債務者　植松亜希子（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９９号
栃木県佐野市高萩町1332番地８　ガーデンパレス高萩206、前住所栃木県日光市土沢45番地９　サンモールＡ102
債務者　瀬戸　優子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７５号
東京都練馬区北町３丁目９―３―506
債務者　森川　重夫
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８７号
東京都墨田区墨田２丁目１―11―202
債務者　片岡　太一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０７号
東京都練馬区光が丘３丁目３－１－1404
債務者　谷口　広美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０８号
東京都練馬区東大泉４丁目26―４　塩野第２ビル403号
債務者　福村　和巨
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部